民間資金等活用事業推進委員会
第20回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会　第20回計画部会
議事次第

日　時：令和元年12月20日（金）10:00～11:56
場　所：中央合同庁舎第８号館８階特別中会議室
出席者：【計画部会専門委員】柳川部会長、根本部会長代理、赤羽専門委員、足立専門委員、井上専門委員、江口専門委員、鈴木専門委員、本田専門委員
【内閣府】石川審議官、波々伯部参事官、富田政策参与、宇根企画官、柳澤参事官補佐
【国土交通省】総合政策局社会資本整備政策課佐々木課長
【厚生労働省】医薬・生活衛生局水道課
水道計画指導室　日置室長
【文部科学省】大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課　笠原課長
【総務省】自治行政局地域力創造グループ
地域自立応援課地域振興室　畑山室長
【環境省】環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課　名倉課長

１．開　会

２．議　事
（１）PPP/PFI推進アクションプランにおける現施策フォローアップ等／関連府省ヒアリング
（２）今期の主な検討ポイントにおける施策の方向性（案）について
（３）その他

３．閉　会

○宇根企画官　定刻になっておりますので、始めさせていただきたいと思います。

私、事務局の宇根でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中を御出席いただき、ありがとうございます。

まずは本日の出席者ですが、構成員12名のうち８名が出席されておりますので、定足数に達していることを御報告申し上げます。

本日は議事（１）にありますとおり関係省庁のヒアリングも行いますので、各府省の方々にも御出席いただいております。

また、本日はオブザーバーとして、民間資金等活用事業推進機構の木村部長にも御出席いただいております。

それでは、以降の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○柳川部会長　よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事（１）の関係府省ヒアリングに入らせていただきます。

関係府省の皆様におかれては、御出席をまことにありがとうございます。

初めに、ヒアリングの進め方について事務局から御説明いただき、その後関係府省の皆様から御説明いただきたいと思います。

お願いいたします。

○宇根企画官　それでは、まず事務局からヒアリングの進め方について御説明させていただきたいと思います。

進め方は資料１－１に記載させていただいております。

例年のスタイルどおり、関係省庁から主要な施策について現状を御報告いただきます。

説明は各省一通り一遍にやらせていただいて、委員の皆様からの御意見、御質問は、その後に受け付けさせていただきたいと思います。

また、意見への回答についても、相互に関連する質問もあると思いますので、一旦委員の皆様の意見等を聞かせていただいて、その後、各省から各意見等にお答えさせていただくスタイルでやらせていただきたいと思います。

資料は各省のプレゼン資料が続くのですが、１－８に例年どおりの様式でアクションプランに載っている全施策に対する対応状況を書いた表もございます。もしプレゼンの中で気になる施策が漏れていた場合は、こちらの一覧の表をご覧いただければわかるようになっております。

それでは、各省からの御説明を始めさせていただきたいと思います。

まずは国土交通省の佐々木課長、よろしくお願いいたします。

○国土交通省　おはようございます。国土交通省の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

国土交通省は資料１－２でございますけれども、まず、アクションプランの進捗状況について御説明申し上げます。時間は５分ということでございますので、主に令和元年度を

期限とする取り組みと令和元年度のアクションプランに新たに追加された取り組みを中心に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、令和元年度を期限とする重点分野の進捗状況について御説明申し上げます。

１ページ、空港でございます。北海道内の７空港におけるコンセッションにつきましては、令和元年度までに運営権者の選定を図ることとされておりました。本年の７月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で、本年10月に実施契約を締結いたしました。

２ページ、現在の想定スケジュールを記載しております。令和２年度以降の運営開始に向けまして、業務の引き継ぎを行っている状況でございます。

３ページ、下水道分野に関しましては、当初の目標でございます６件の具体的検討着手を平成29年度に達成しており、現在６件の実施方針の策定完了の達成に向けまして、具体的な取り組みが進捗している都市等に対しまして支援を行っているところでございます。現時点において実施方針の策定が完了しているのは２件でございます。

４ページに記載している浜松市につきましては、平成30年４月よりコンセッション事業が開始されております。

５ページに記載しております須崎市につきましては、今月に実施契約を締結し、来年４月に事業開始予定となっております。

また、今月の17日には宮城県議会において実施方針条例が可決されたというところでございます。

６ページ、クルーズ船向け旅客ターミナルでございます。３件の具体化に向けまして、福岡市ウォーターフロント再開発を先行事例としてスキーム構築に対する支援を行ってございます。

７ページ、福岡市ウォーターフロント地区再整備の状況をお示ししておりますが、本年度におきましては福岡市が基本スキームの素案を作成した上で、民間サウンディングを本年の８月から実施しております。福岡市の他、各地方整備局等を通じて、コンセッション事業の候補となる案件につきまして情報収集を行っているところでございます。

８ページ、MICE施設でございますが、６件の具体的検討着手を目標として掲げております。

９ページの上段にお示ししておりますが、①の横浜市、②の愛知県の案件が既に具体化しており、福岡市の案件につきましても、本年マーケットサウンディングを実施したところです。加えまして、札幌市、名古屋市、沖縄県におきまして、導入に向けた検討を進められております。

10ページにありますとおり、今年度からはコンセッションの導入を検討する公共団体に専門家を派遣し、その検討を支援する調査事業を開始したところでございます。

最後に11ページ以降でございますが、令和元年度に新たに掲げられた取り組みのうち、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP/PFIの導入につきまして、国土交

通省の取り組みを説明申し上げます。

11ページにありますように、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるPPP/PFIにつきましては、包括的民間委託の導入が議論の中心と認識しております。包括的民間委託の導入に際しましては、自治体ごとに技術職員などの体制や、地域の担い手である建設業の実態などが異なることから、これらを踏まえまして自治体ごとに具体のスキームを検討する必要があると認識しております。

このことから、国土交通省では先例に乏しいスキームを検討する自治体に対しまして、コンサルタントの派遣や検討経費の補助を通じて、案件形成を推進してまいりました。

現在は２団体を支援しております。まず、大阪府河内長野市につきましては、道路、橋梁、公園・緑地、河川など、分野横断的な包括的民間委託の導入を検討しておりまして、昨年度から案件形成に向けた支援を開始しております。来年度の予算の成立如何でありますが、来年度まで支援を継続し、他のモデルとなる案件を形成したいと考えております。

また、東京都調布市では民間事業者への対価の支払い方法の工夫を導入した道路の包括的民間委託手法を検討しており、今年度の「先導的官民連携支援事業」において検討経費を補助しているところでございます。

この他、これまでも府中市、三条市などの先行事例についても、その検討を支援してまいりました。12ページ、13ページに両市の取り組みの概要を記載しております。

11月の本計画部会におきまして､内閣府から包括的民間委託の導入に際する論点として、業務範囲の拡大、性能発注化、契約の長期化が挙げられたと認識しているところでございます。両市に共通しておりますのは、まず区域や業務範囲を限定した試行事業を実施し、その効果や課題を踏まえて、第２期の事業において区域あるいは業務範囲の拡大や契約期間の長期化を行っている点でございます。

それぞれのページに赤枠で囲っているところがございますが、府中市につきましては、第２期において対象事業に修繕工事を含めるとともに、対象エリアの拡大を行っております。三条市につきましても対象エリアの拡大、業務内容の追加を行うとともに、契約期間の長期化を行っているところでございます。

11ページにお戻りいただきまして、これまでの成果の横展開につきまして御説明申し上げます。

まず、包括的民間委託の導入意欲のある自治体が府中市、三条市のような先行事例の検討内容を参照できるように、導入可能性調査報告書をホームページで公表しております。

一方で、導入に当たってのプロセスや検討事項は、自治体にとって必ずしもわかりやすい形で整理されておりませんでしたので、これらを整理し自治体に周知したいと考えております。

加えまして、さらなる推進に向けまして、昨日決定されました改革工程表に基づきまして、本年度中に学識経験者や地方自治体等で構成される勉強会等を開催し、来年度末までに得られた検討結果を全国に展開する予定でございます。

以上でございます。

○宇根企画官　ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省さん、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省でございます。

まず、厚生労働省につきましては、資料１－３に基づいて説明をさせていただきます。

１ページ目、こちらはアクションプランとその取り組みの対応ということでございますが、アクションプランにおける掲載事例ということで左に書いております。

１つ目でございますけれども、総務省、厚労省で連携して令和４年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するという点でございます。こちらにつきましては、その策定を支援するためのマニュアルを策定いたしまして周知をしたところでございまして、また、改正についての説明会を行いながら、広域化推進のための取り組みの支援を行ったところでございます。

２つ目、後半のところですけれども、確実かつ合理的なコンセッション事業とするための留意事項をガイドラインとして取りまとめるということでございますが、こちらにつきましては、令和元年10月1日の改正水道法施行に合わせまして、厚生労働大臣許可に係る審査について、その考え方をまとめました「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」というものを発出いたしました。また、導入に当たりまして、公共団体が事前に検討すべき内容を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」も改訂したところでございます。

また、宮城県、大阪市など先導的な公共団体に対して意見交換を行いながら取り組んでいるところでございます。

２ページ目、左のほうですけれども、水道事業にコンセッション事業を活用することにより、長期的な健全性の確保に有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すということでございます。こちらにつきましては、厚生労働省が主催しております「水道分野における官民連携推進協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」といったところで事例を紹介しながら対応しているところでございます。

２つ目の項目ですけれども、コンセッション制度について、運用について詳細を検討するということでございますが、こちらにつきましては、先ほどの繰り返しになりますが、厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めたガイドラインを発出して対応したところでございます。

３つ目の項目でございますけれども、先導的に取り組む公共団体、継続的な支援を行うということでありますが、こちらにつきましても官民連携推進協議会での情報提供、また宮城県、大阪市などに対して技術的助言や意見交換を行っているというところでございます。

３ページ目以降、今後の取り組みに関することでございますけれども、こちらは改正水

道法に基づく広域連携の取り組みの推進ということでございます。「都道府県」という箱の真ん中に灰色で「水道広域化推進プラン」というものがありますが、これは先ほど申し上げたとおり、令和４年度までに策定を求めているものであります。こういったものと厚生労働省が基本方針を定めて都道府県が水道基盤強化を定める、こういった枠組みの中にこのプランを取り込みながら広域化を推進していこうという枠組みが改正水道法によってできましたので、この運用を通して広域化をどんどん進めていきたいと考えているところでございます。

４ページ目、こちらは先程申し上げたコンセッションのガイドラインの詳細を示したものでございます。改正水道法の中でコンセッションにつきまして、水道法施行規則なども定めまして、さらに制度運用の詳細ということで緑の箱とオレンジの箱とありますが、緑の箱がガイドラインのほうでございまして、こちらは許可の基準、留意事項、実施計画の記載内容等を厚生労働省が審査をするときの基本的な考え方をまとめたということでございます。黄色のほうは官民連携手法について手法や導入に当たって検討する事項等を実務的に解説ということでありまして、実際に導入検討のための参考資料としてまとめたということであります。こういったものを今後周知しながら、このコンセッション制度の理解を得ながら進めていきたいと考えているところでございます。

５ページ目、官民連携推進協議会ということでありまして、これも平成30年度の実施内容ということで書いておりますけれども、このような民間企業と公共団体が集まる場をセットいたしまして、先進事例及び国の取り組みの発表、ディスカッションといったものを通しながら、この官民連携についての理解を深めていきたいと考えているところでございます。

最後の６ページ目、こちらは宮城県と大阪市の事例ということでございます。宮城県につきましては、先ほど国土交通省さんからお話があったとおり、実施方針条例が12月17日の県議会で可決されたということでございまして、こういった取り組みを厚生労働省もどんどんサポートしていきたいと考えています。大阪市も書いておりますが、令和元年度中に実施方針条例を提出することを予定しておりますので、こちらも厚労省でサポートしていきたいと考えているところでございます。

それぞれコンセッションの方式、中身が若干違っているところもありますが、こういった事例をどんどんとふやしながら、これを周知しながら、この制度の運用を図っていきたいと考えているところでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○宇根企画官　ありがとうございます。

続きまして、文科省の笠原課長、よろしくお願いします。

○文部科学省　文部科学省でございます。

資料１－４をご覧いただければと思います。

１ページ目、ここではアクションプランに掲載されている内容を抜粋してございます。

１つ目としては、上段のところは文教施設等の集約・複合化ということが言われてございます。２つ目としては、下のところに記述がございますのは、基本的にコンセッション方式の実施ということが言われているところでございます。

これらの進捗の状況につきましては、２ページ目をご覧いただければと思います。これはまず文教施設の集約化・複合化についてでございます。文教施設を集約化・複合化するとなりますと、文部科学省が所管する社会教育施設等だけではなくて、福祉施設等の複合化なども重要な視点になってございますので、一つとしては文科省と厚労省で連携して資料を作成したりということもしてございます。

そういう中で、左の上にございますけれども、具体的な学校施設と福祉施設の集約化・複合化の事例を紹介したり、右側については、廃校を福祉施設に活用した事例、左下につきましては、そういうものを組み立てるに当たっては、自治体だけでやるのではなくて、官民連携・官民対話が必要ですので、そういうことをやりながらなし遂げていった事例を紹介してございます。そういう事例につきまして、右に書いてございますように、自治体、民間企業の集まるセミナー等において普及啓発を図っているところでございます。

下は文教施設、特に学校の廃校の利用の状況です。これも非常に重要な施策なわけでありますけれども、左に書いてございますように、平成14年から平成29年において廃校となった学校というのは7,600校ほどあるということでございます。それが右側を見ていただきますと、施設が現存しているものは6,500校ほどございます。

廃校をどう活用するかにつきましては、左の下に書いてございますように、自治体が所有していますので、それを活用していただくいろいろな民間企業の方ですとか、NPOの方ですとか、そういう方々とのマッチングが必要になりますので、そういうマッチングの場を設けたり、右に書いてございますように、さまざまなPR、事例集等をつくって活用を促しているというところでございます。

４ページ目、これが文教施設全般にわたるPPP/PFI推進に向けた取り組みということでございます。これまでの取り組みはもう何度も御紹介をさせていただいておりますけれども、有識者会議の報告、手引き、さまざまな取り組みを支援してございます。

今年度につきましては、文教施設分野において幅広くさまざまな取り組みが推進されるようにということで、実際に動いている佐賀県の事例について書いてございます。そもそも文教施設はキャッシュフローをどうしても生みにくいものということになります。今まではまずコンセッション方式をやらなければいけないということで、コンセッション方式を中心にした支援をしていたところですけれども、それだけではなくて、キャッシュフローを生み出しにくい文教施設そのものをどうやってPFIで成り立たせるかという視点も含めてやるということで、実際に既に廃止した体育館を社会教育施設などに生まれ変わらせるという利活用の検討をしているところでございます。

あとは、それらのいろいろな手法をまとめた事例集を取りまとめて、少し幅広のPFIの推進について進めていくということでございます。こちらでの全体の議論も踏まえながら、

順次いろいろな展開をしていく方向で進めてございます。

５ページ目、これが来年度も実施します先導的開発事業ということになります。ここの中で少し幅広いPFIについて検討し、それを自治体に周知していくという取り組みをさらに推進していきたいと考えてございます。

６ページ目、７ページ目は、これまで求められていたコンセッション方式の導入の進捗状況でございます。６ページ目の上段が奈良少年刑務所の建物でございますけれども、これは本年11月から一部で施設の運用を開始してございます。現在令和４年の全施設の運営開始に向け、耐震改修工事も進められているところでございます。

下段は有明アリーナについてでございます。これは東京2020大会後の令和３年度からのコンセッション方式による供用開始に向けて、本年７月に実施契約が締結されているということでございます。

７ページ目、上段が大阪の中之島美術館でございます。これは本年６月に地方独立行政法人大阪市博物館機構から実施方針と募集要項の公表がされ、現在、事業者の選定手続がされているところでございます。

下段は、沖縄科学技術大学院大学の宿舎ですけれども、これは令和３年の供用開始に向け、設計が進められている状況でございます。

以上でございます。

○宇根企画官　ありがとうございました。

続きまして、総務省の畑山室長、よろしくお願いいたします。

○総務省　総務省でございます。

資料１－５でございます。１ページ、２ページ、２枚物になってございます。

まず、左側に８番とありますが、公営企業会計の適用についてでございます。これは令和元年度までに適用見込みの都道府県、それから、人口３万人以上の市区町村の割合が95％を超えている状況でございます。

また、人口３万人未満の団体につきましても、そういった団体も含めて全ての下水道事業について令和５年度までの取り組みを要請しておりまして、とりわけ小規模団体の取り組みが円滑に進むように、マニュアルの充実、モデル事業の展開の取り組みを実施しているところでございます。

22番でございますが、地方公共団体における公共施設等総合管理計画、また固定資産台帳の関係でございますが、これにつきまして、各地方公共団体において整備・公表を進めているところでございます。総務省におきましても、各団体で整備・公表したものを取りまとめてリンク集として公表しております。また、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表を総務省のホームページに公表してございます。

加えまして、民間事業者の参画に資する取り組みを促進するため、固定資産台帳データを活用して、売却可能資産等を取りまとめ公表することで民間に売却、そういったことにつながった事例、こうした優良事例の共有に取り組むこととしてございます。

総合管理計画につきましては、不断の見直しを各地方公共団体に通知している他、説明会等で要請をしているところでございます。

２ページ目、24番の民間提案の積極的活用ということでございまして、プロセスに関する運用ガイドの周知、34番の水道・下水道の広域化のための留意点、それから、42番のその他というところで区域を超えた水道プランの策定推進、事例紹介と。こういったものにつきましては、各自治体への説明会等で周知を図る、それから、厚生労働省と連携をしましてマニュアルの策定・周知、担当者向けの説明会等を順次実施するということで、取り組みの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○宇根企画官　ありがとうございました。

続きまして、環境省の名倉課長、よろしくお願いいたします。

○環境省　環境省からは資料１－６でございます。

環境省では廃棄物処理施設、浄化槽について御報告をさせていただきます。

２ページ、まず廃棄物処理施設でございますけれども、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等々ございますが、基本的には一般廃棄物については市町村が処理の責任を負っているということでございます。１つ目の矢じりのところで書いてございますけれども、その地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設を整備する、それを支えるということで、環境省で「循環型社会形成推進交付金」というものがあるということでございます。

ごみ処理施設、焼却施設でございますけれども、特にダイオキシン対策、平成十何年ぐらいに非常に問題になったということもございまして、そのときに一気に更新が進んだということもございまして、そこから20年ぐらいが経過をしたということで、老朽化に伴う更新需要が増加しているということでございますけれども、引き続き、生活環境保全・公衆衛生向上を確保するために、この安全・安心に寄与しないといけないということでございます。

施設の長寿命化、広域化、民間活力の活用等を推進しているということでございます。

循環交付金の交付に際しまして、昨年度、交付金を出すに当たっての要件をつけたということでございます。その要件化のことを３ページ、４ページにわたって記載させていただいておりますけれども、①としてPFI等の民間活用ということで、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるに当たっては、実施方式としてPPP/PFIの導入の検討を行ってVFMを算定する等、定量的・定性的評価によって事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うことということを要件化しているところでございまして、これらについては昨年度末の時点で取扱要領等を改正して通知をしたということでございます。

ちなみに、その他の要件についてもざっと説明をさせていただきますと、②としては広域化・集約化というものがございまして、できるだけ周辺の市町村も含めて広い範囲で一緒に処理をしていただくことで、より効率的なごみ処理ができるようにということで、広

域化・集約化についての計画をつくってくださいということも含めてお願いをしております。

その次のページ、③でございますけれども、一般廃棄物処理会計基準の導入ということで、この整備計画を進めるに当たって、一般廃棄物の処理の会計基準の導入を検討していただくということで、廃棄物処理に関係する会計について、より透明化を図っていくということを考えたものでございます。

④でございますけれども、廃棄物処理の有料化ということで、ごみ収集するときに例えば指定袋を売る、シールを張ることで有料化することでごみの減量化を図るという手法でございますけれども、有料化を図る等で廃棄物の排出量を減量化させていることを要件に加えたということでございます。

５ページ以降、浄化槽でございます。浄化槽については各家庭の排水を処理するために家庭の庭先や駐車場などに埋めた排水処理施設でございます。一番下の絵を見ていただきますと大体のイメージがわかりますけれども、基本的にはもともとこの浄化槽はそれぞれの家庭に埋まっているもので、個人で設置していただくということで進めておりましたけれども、これを市町村の財産として事業をやっていただく方式をつくっております。

それについては一番上のところに書いてございますけれども、浄化槽の市町村整備推進事業ということで、市町村自らが市町村の財産として浄化槽を個人宅に設置して料金を徴収する、市町村の公営企業として維持管理を実施するというものでございまして、その場合ですと、右に帯で書いておりますけれども、個人負担が１割で、残りを市町村負担で、そこに一部先ほどの交付金を国のほうでも出すという仕組みでございます。

メリットとしましては、その下に書いておりますけれども、市町村がやるということで維持管理が徹底されるとか、住民負担が軽減されるとか、業者でも長期的に安定した事業になるといったことがございます。

デメリットとしては、市町村の負担が増える、事務作業量が増えるということがございますけれども、こういったものについてさらによくするために、浄化槽事業の民間活用、PFI制度を入れるということもやり方としてあるということでございます。

６ページ、具体的な取り組みについて記載しておりますけれども、市町村整備の策定のマニュアルを策定して、PFI事業の実態を調査して、モデル事業として計画策定を支援するといったことをしてきているということでございます。モデル事業の例としては大阪の富田林の例を記載しております。

７ページ、浄化槽でもこの交付金の要件化を図っておりまして、コスト縮減、経営改善に資するPFI等の民間活用、他には大型浄化槽による共同化、公営企業会計の適用について検討することを補助の要件としているということでございまして、これもあわせて昨年度末に要綱の改正等を行って通知をしておるということでございます。

環境省は以上でございます。

○宇根企画官　ありがとうございました。

最後に私から、内閣府の資料について説明させていただきたいと思います。

資料は１－７になります。資料はたくさんありますが、主なもの、目新しいものについて御説明させていただきたいと思います。

まずは４ページ、地域プラットフォームに関しての取り組みでございます。地域プラットフォーム自体は昔からやっておりましたが、今年から協定制度をつくって、より積極的、継続的に自治体や関係企業、金融機関の支援をしているところです。

真ん中に具体的な取り組みという枠がありますが、こちらは新たにKPIを設定しまして、上の項目が地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体の数ということで、まず１つ目のKPIですけれども、平成30年度で153団体あったと。２つ目のKPIは、プラットフォームに参画する地方公共団体の数ということで385団体ということになっております。平成29年度末でPFIの実績のある団体は250団体ぐらいですので、実績のないところも100以上参加いただいているということで、ある程度、順調に成果が上がっているのではないかと思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っているところでございます。

12ページ、こちらは事業推進部会でも御議論いただきながら進めているものですが、期間満了PFI事業の検証の取り組みでございます。今年度はヒアリングをやって、ここに載っているような約10事業について、企業と民間事業者についてヒアリングを行わせていただきました。

次のページ以降、ヒアリングの結果をまとめたものですが、ポイントだけ申し上げさせていただきますと、事後評価については、１つ目の矢印で書いていますけれども、ヒアリング対象は11事業あったのですけれども、その中で２事業しかない。全国的にホームページなどを見ても報告書としてまとまっているのは２つぐらいしかなくて、なかなか事後評価まで進めているようなところは少ないといえます。

そして、２つ目の矢印のところですが、やらなかったところに事後評価をやらなかったり、まとめなかった理由は何ですかと聞いたところ、まだ方法がよくわからないとか、予算がなかなか確保し難いという話がありましたので、今後についてはそういったことをできる限り簡単にできるような手法について検討して、またマニュアル化していくようなことをやっていきたいと思っております。それについては少し時間がかかると思いますので、次回の事業推進部会では今回ヒアリングでわかったことを基本的考え方としてまとめて、年度内に自治体に周知するなどして、少しでも早く取り組んでいただけるように取り組んでいきたいと思っております。

その後、資料は続くのですけれども、16ページをご覧ください。こちらも事業推進部会でやっていただいていますけれども、民間提案に関する検討を進めていこうと。最近いろいろな事例が積み上がっておりますので、それに対するヒアリングをやろうと。民間提案をやるタイミング、基本構想前であるか基本計画前、その後であるかということでやり方はまた違うと思いますし、最近はインセンティブの与え方も随契方式が出てきたり、加点

方式があったりするので、そういったものを調査、ヒアリングをして、メリット、デメリット、適用性その辺をまとめて自治体等に横展開していきたいと思っております。

18ページ、こちらも事業推進部会で検討いただいているのですけれども、公共施設の非保有手法に関する調査ということで、リース等、最近そういう施設を保有しない方法も出てきておりますので、そういったもののメリット・デメリット、また、どういう場合に適用できるのかなど、アンケートを通して知見をまとめて、また横展開していきたいということにも取り組んでおります。

最後に19ページ、事業契約書作成に係る支援環境整備、こちらは今年度のアクションプランで入れたものですけれども、事業契約書作成に係る支援環境整備をやっていこうということでございます。標準契約書をつくってはどうかなどさまざまな御意見が本部会でもあったのですけれども、まずは契約書の実際のものを集めてデータベースを構築しようということで、今、契約書等を集めてデータベースの作成をしておるところで、一番下の表にありますが、今年度内にホームページに公表できるように内閣府で作業を進めているところでございます。

内閣府の取り組みは以上でございます。

以上で各省からの説明を終わらせていただきます。

○柳川部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの各省説明に関しまして、御質問、御意見などがございましたら、御自由にお願いいたします。いかがでしょうか。

○根本部会長代理　根本です。

どうもありがとうございました。各省さんに一言ずつコメントです。

まず国交省さんは、11ページのキャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入ということで、包括の推進をするということで、それ自体は大変結構だと思います。私も府中市でずっと一緒にやっていまして、府中市の成功のポイントが、いきなり包括ではなくてインフラマネジメント計画という包括計画をつくってその一部に位置づけるということで、これだけが突出していないということです。それから、道路だけではなくて、やってみて結構大変だとわかったのが街路樹なので、道路附帯物ですね。実際にやってみてノウハウが出てきたというところがあるので、それは是非横展開をしていただきたいと。

これは横展開に当たっての要望なのですけれども、２点ありまして、１点目は、単に横展開を事例でやってもなかなか進まないので、是非ひな形あるいはガイドラインのような形でどこでも簡単に応用できるようなものを策定いただきたいということ。

２点目が、表題のところに「地域建設業の実態などを踏まえ」とあえて太字にされているのですけれども、これが地元の企業に仕事を確保するという意味だとすると、それは筋が違うだろうと思います。包括をやることによって地元の企業が成長していけるように大手の企業とどう連携していくのかということで、地元企業の成長戦略の話だと思いますから、守るのではなくて育てるという視点に転換をすべきだし、事業者を募集するときに、

そういう成長戦略を描けるような大手の企業にうまく入ってもらうという形で選定基準を工夫するとか、いろいろできると思います。

国交省さんは以上です。

厚労省さんに関して言うと、３ページ目の改正水道法の話の中で、大変御尽力いただいていることは重々承知しております。その上で、収支見通しの作成のところがあって、これが法改正の最大のポイントかと私は思っておりますが、どのようにして収支見通しをつくるのかをかなり具体的に示さないといけない。それは何故かというと、今までは料金が安いので、維持管理とか修繕が十分行われていないのです。その実績を踏まえて将来を見通しても、適切な維持管理ができないことが前提になってしまうので、費用の過小見積もりになってしまうということなので、本来すべきであった維持管理・修繕費をしっかり見込む、それによって足りないことを明らかにすることが大事だと思うので、それを是非お願いをしたいと思います。

文科省さんに関して言うと、廃校のところです。全体観が必要だという話をしたいと思うのですけれども、廃校数が平成14年度から累計で7,583ということで大変大きいのですが、第１次ベビーブームのときは公立小中学校を合わせて４万校あったのです。現在３万校です。マイナス１万になっているので、確かに１万弱の数字があることは当然なのです。ところが、その間で児童生徒数は２分の１になっています。ということは、本来は４万が２万になっていないといけないのに３万でとどまっているということで、統廃合のペースが50％ということです。潜在的に残り１万はまだ廃校になる、本来なら統廃合すべきところがありますよというのが一つ。

さらに、今後の人口減少を踏まえて、なおかつ今でも十分小規模校になっていますので、私の試算では最終的には今３万を１万5000から１万ぐらい、マイナス1.5万から２万ぐらいにしていかないと、適正な教育環境が確保できないと思っています。ということになると、廃校という意味ではそれだけの物件が供給されてきますので、個別の良し悪しというよりはもう少しシステマチックに考えていかないと、逆に言うとマーケットのほうが受け切れないことになりかねないということなので、その辺の対策を不動産的な観点も含めて是非取り入れていただきたいということです。

総務省さんは、公共施設等総合管理計画に関しては指針を改定していただいて要請をしているということで、そのとおりなのですけれども、この中で個別施設計画を全部つくった上で再度全体を見て、再評価して、必要に応じて総合管理計画をまた見直すとなっているのですが、現場の理解は、個別施設計画をつくってそれで終わりみたいに思っているところが多々あります。個別施設計画はあくまでも個別最適なので、それを足しても全体最適にならない可能性があるというか、私が確認している感じでは100％なっていないので、もう少しここは徹底してほしいと思います。

２ページ目に民間提案、情報提供などがあって、語尾が「周知を図る」になっていて、これは役人用語なのですけれども、周知を図るだけで総務省の責任が終わるのかというと

そうではなくて、実際に地方公共団体さんにしっかり理解されて、取り組みに反映していくというところまでやっていかないといけないと思います。ということで、どうすれば行動の変容まで促されるのか、方法を是非考えていただきたいと思います。

最後、環境省さんなのですけれども、ごみ処理に関して非常に大きなネックが迷惑施設であるということですね。ですから、他のものとは違う要素がありますということで、広域化・集約化も非常に大事で当然だと思いますけれども、今のごみ焼却施設が迷惑施設では全くないことをもう少し丁寧にというか、しっかりと説明をしていくことが必要で、今の技術であれば全く問題はないのだよということを十分説明はしているのですけれども、なかなか理解されていないところがあるので、こういう資料の中でもしっかりと言っていくことが大事ではないかと思います。

内閣府は日頃言っているので、省略させていただきます。

ありがとうございました。

○柳川部会長　ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

江口委員、どうぞ。

○江口専門委員　ありがとうございます。

国土交通省様で、国土交通省様は空港を初めとしてたくさんのPFIを推進していただいて、トップランナーだと思うのですけれども、逆にトップランナーがゆえの悩みというか、大体大きなものをやってしまったというところもあって、次のステージ行く必要があると思うのですが、この次のステージ、次の目標はどう考えていらっしゃるのか。例えば空港も大体大きなところは終わってきているわけですけれども、その他の空港についてはどうお考えになっているか、あるいは空港以外の分野についてはどう考えていらっしゃるかを是非お聞かせいただければと思います。

内閣府さんで、資料の４ページでPFIをやったことのない100の団体が御参加していたということなのですけれども、PFIをやっていない団体さんについては、何がネックでどういう支援をしたらやっていただけるようになるのかを少し深掘りして、やっていない団体さんにもやっていただくような仕掛けをつくっていただけたらいいなと。

前から申し上げているのですけれども、日本地図をつくって、やっているところとやっていないところを色分けしてピアプレッシャーをかけたらどうかと。それはやり過ぎなので、県レベルで示している地図はつくっていただいたのですけれども、そろそろ自治体レベルでも表示していいのではないかと思っています。周りがみんなやっていますよというのを見せるのは大事ではないかと考えます。

内閣府さんの最後の19ページ、事業契約を収集するというプランですけれども、これは非常にいいプランだと思うのです。皆さんが手軽に前例に当たれるというのは、契約書をつくる側からしても本当に助かります。これは是非推進していただきたいと思うのですが、たまたま、昨日ある事業者さんと面談したときに御懸念を示されていたのは、自治体さん

が提出した書類で、大事な秘密情報にかかわるところはマスクをかけて出していいよということになっているのですけれども、今結構ITが進んでいて、マスクが簡単に外せるケースもあると。自治体の担当者の方がうっかりしてマスクをかけたつもりで内閣府さんに提出して、内閣府さんがそれをアップしてしまったら、そこをコピペして白いほうのドキュメントに移して字だけを読み取ることができて、実は数字が全部出てしまったと。そういうことがあると困るということをおっしゃっていて、確かにそうだと。

経産省さんの系統の入札の情報などを、プログラムが埋め込まれていたのに気がつかないで出してしまって、そこにポインタを当てると中に埋め込まれていたプログラムが全部読めて、入札価格が全部出てしまったというとんでもない事例も過去にありましたので、その辺、秘密情報と公開情報をしっかり分けるというところを徹底していただければありがたいと思います。

以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

足立委員、どうぞ。

○足立専門委員　ありがとうございました。

３～４点ですけれども、まず厚労省様です。水道について非常に精力的にいろいろと取り組んでいただいているかと思っています。その中で、資料の４ページあたりになりますが、水道事業へコンセッションを始めとする官民連携手法を各地域で適切に活用してもらうためには、最初の入り口のところが大変重要なのではないかと思っています。改めて、水道事業をめぐる課題は何かということや、ソリューションとしての広域化や官民連携、そして、官民連携でもいろいろと手法がある中で、何をどこまでどう活用したらどういう効果があるのかといったところを、しっかり改めて地域に普及を図っていくことが重要ではないかと思います。

トップラインを上げていくところでの民間ノウハウは非常にわかりやすいと思うのですが、ボトムラインの悪化を緩和するとか、事業のサービスの質を維持するとか、効率化を図るとか、その辺での民活のメリットはなかなかわかりにくいところがあると思うので、改めてその辺が重要かなと思います。

また、官民連携の中でもコンセッションはあくまで一つの手法ということだと思いますし、コンセッションの中でも最近の宮城の例などもそうですが、民間に委ねる範囲によっては、フルコンセッションから何をマイナスしたかというよりも、包括委託に何をプラスしたかと考えたほうがわかりやすい取り組みなども多々あります。一部業務について、料金収受のラインを一歩超えただけで、筋違いな誤解が広がってしまって、せっかく使える手法が上手に使えなくなってしまうことなどにつながったりすると、非常にもったいないと思います。「運営権ガイドライン」なども非常に貴重ですけれども、むしろ先ほど御説明にあった「官民連携の手引き」、このあたりも精力的に作成頂いていると思いますが、

この内容の更なる充実･普及なども含めた取組が非常に重要になるのではと思っています。

あと、これは水道に限った話ではありませんが、公共施設、公共サービス分野への民活、PPP/PFI導入ということ等に関して、エンドユーザーも含めてしっかり合意形成を図っていくことが改めて重要だと思いますので、その辺の地域の推進体制、方法論なども含めた示唆、情報なども、今後各地域に対して与えてあげられると良いと思います。可能な範囲でまた御検討いただければと思います。

文科省様ですが、４ページ目、これまでの先導的な事業検討のサポートについて御説明があったと思います。29年度から先導自治体のサポートをスタートして、29年度３件、30年度３件の支援実績があったということですが、これら支援対象事業の現在の進捗状況や、あとはこの２年間の取り組みを踏まえて、この分野のコンセッション、PPP活用に当たって浮かび上がってきた課題、インプリケーションなどがもしあれば、可能な範囲で教えていただければと思います。そのインプリケーションの一つが、コンセッションに限るのではなく今年度はより幅広くPPPを支援対象にする方向へ転換したということだったと理解していますが、ほかにも何かあれば教えていただければと思います。

総務省様については、記載のないところも含めて総括的な話になってしまいますけれども、先ほど根本先生からもあったと思いますが、公共施設等総合管理計画、公営企業の経営戦略等の策定だけで終わらせるのではなく、その後の実行、実現にいかにしっかりつなげていくかということ。また、そこにどうPPP/PFIの活用をしっかり地域が腹落ちした形で実行に移してもらうかといったところまで含めたパッケージでの推進を、是非今後も骨太に力強く進めていただければと思います。

それに少し関連して１点、複合化や集約化に当たって、最適化事業債等の支援メニューがあったと思います。それにより、イニシャル部分への公費支援充実が図られていることは、それはそれでいいと思うのですが、ただ、各地域の取り組みを見ていると、イニシャル支援が充実することで逆にライフサイクルコストとかランニングのところに目がいかなくなってしまって、民間活用を逆に行わなくなってしまうようなことも結構みられるようです。「イニシャル支援が充実することで、例えば民間資金はさほど必要なくなるかもしれないが、ライフサイクルコスト等の観点で民間ノウハウはしっかり活用していったほうがいい」とか、そういったところも含めたパッケージでの推進が進むようなことも引き続き検討いただければと思います。

最後に内閣府様ですが、12ページで御紹介いただきました事業推進部会の領域に入る話かもしれませんが、今後は是非、期間満了案件だけでなく、事業実施中案件の３年、５年ごとの定点評価、といったところなども議題に加えていただければと思いました。

以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木専門委員　２点ございまして、１点目は足立先生がおっしゃったのと同じなのですけれども、事業を事後評価ということになっていますが、常に自動でモニタリングできるような手法というのですか、メカニズムを埋め込んで、わざわざ期間満了あるいは事業中に、事業者、自治体の方がプロアクティブに報告、評価をしなくても自動的に吸い上げられる仕組みが構築できないだろうかと感じました。13ページを見ますと「評価に必要なデータを収集している」と書かれていますので、そういった評価に必要なデータが自動的に吸い上げられてきて、内閣府さんでまとめられるみたいなことになっているといいのではないかと思いました。

全体といいますか、例えば上水と下水が個別にそれぞれ国交省さんと環境省さんで進められている現状になっているのですけれども、自治体からしたらさらにそれを一体化して、さらなる効率化ができないのだろうかみたいなことも市民レベルは考えていたり、地方の小さい自治体さんほどそういったことができないのかなと日頃会話をしていると感じられているそうなので、省またぎというか、そういったところでさらなる全体最適を検討されていらっしゃいましたらお聞かせいただけないかと思いました。

以上です。

○柳川部会長　その他、いかがでしょうか。

井上委員、どうぞ。

○井上専門委員　厚労省さんの水道事業に関して、この資料を拝見していますと、広域化という話とコンセッションというものが結構中心になっていまして、プラス先導的な取り組みについてがあるのですが、水道というのは空港などと違って、本当にライフラインの一丁目一番地だという認識でいまして、この中ではコンセッションについての事業の安定性、安全性、持続性の確保云々というのがあるのですけれども、そもそも水道事業自体の継続性、安全性をどう確保していくのかは喫緊の課題ではないかと感じております。

そのためには小さな自治体でそれぞれやっているものをまずは広域化することが非常に重要で、この広域化の話とコンセッションの話が今は何となくパラになっているのですけれども、やるべきは広域化を最初にやって、ある程度の規模をつくってからコンセッションをやらないと、PPP推進だとかコンセッション推進以前に水道事業として僕はもたないのではないかと考えています。

そういった観点からすると、広域連携、これがいかに進められるのかという観点からインセンティブづけみたいなものを考えられたほうがいいのではないかということと、広域連携があって、その先にコンセッションがあるというある程度の時間軸みたいなものを持ち出されたらいいのではないかと考えています。そういったことに対してもし御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○赤羽専門委員　数点ありまして、まず国土交通省のところはキャッシュフローを生み出しにくいというものの調査事業でやっていただいて、河内長野、調布、府中もあったわけですけれども、そういうことでやっていただいているということなのですが、地方自治体は面的なところを拡大したり、単年度契約から、もともと２年から長くしたものもありましたけれども、同じように地方自治体だけではなく、国は何でやらないのかと。国も所管している道路もあるのでしょうし、自治体のみならず、国が所管している特殊法人とか、いろいろな道路の団体もあるので、そこへの取り組み、自ら率先してやれない理由は何かというところが一つです。

有料道路の関係で言えば、横展開と言っているのですけれども、まだ続くものも出てきていないので、そこはどうなっているかということです。

包括的な委託というのはすごくいいと思うのですが、国交省所管の河川、道路という範囲にとどまっています。実は自治体にとってプロパティーマネジメントの対象は別に国交省所管のものだけではなくて、それこそ文教施設もあったり、いろいろあるはずなので、そのあたりは自治体にヒアリングしたほうがいいと思います。特に所管またぎのところもどうするのか、それをどう支援していくのかは、国交省のみならず他の府省庁との関係もあるのかと思います。

その関係で、もう一つ公有地の利活用の話がリストにはあったのですけれども、国交省の資料１－８の６ページ目、22、23というところで、23は国交省は不動産特定共同事業などのセミナーとか、その上でこれは総務省からお話が出てきましたけれども、固定資産台帳データの利用とか、民間の売却につながる事例の共有に取り組むとしていると。これは国交省だけではないのですけれども、要は公的財産、どういうアセットを持っているかをもっと情報開示を進めないといけない。例えば空港でもそうでしたけれども、どういうアセットがあってという論点です。下水道もそうですし、水道もそうだと思うのですけれども、それを進めていく。全体的な公物の現状の台帳は結構簡単なもののはずなので、もう少し情報を増やすことをしないと民間に委託するときにいろいろな支障が出てくるということです。

これは国交省又は自治体のところは総務省の22番に対応したところで、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表というものがありましたけれども、国・各地方自治体の事業別、事業の公的財産の情報を整備していくという全体的な方針を再確認していかれたらいいのではないかと思います。これは特定の府省庁にかかわるものではありません。

最後に、これは厚労省ですけれども、コンセッションを上水のところで宮城県と大阪市がやっていますが、なかなか他のところが出てこない。水道法の改正が最近なので無理のないところもあると思うのですけれども、宮城県とか大阪市は従前から取り組んでいたので、今後はなぜ他のところの追随が出てこない理由なのかと。政治的なところや料金の引上げは結構難しいとは思うのですけれども、そこへの地ならし、他の委員もおっしゃって

いましたけれども、収支のところをもうちょっと支援していく方式を考えていただければと思います。

以上です。

○柳川部会長　本田委員、どうぞ。

○本田専門委員　富山市です。

２点ほどございまして、先ほど根本先生からも御発言がございましたが、文科省さんの関係で、当市でも複式学級が増えてきておりまして、統合のペースがやや遅れている感がございます。統合のインセンティブを高めるという意味からも、統合から跡地活用までのパッケージで支援策や活用事例をお示ししていただければ、学校統合に加えて残った校舎や跡地利用促進へのインセンティブが高まっていくのではないかと。今までは廃校といいますか、残った学校については解体して売却というイメージが多かったわけですけれども、なかなか売却できないケースも今後出てくると思いますので、地域に密着した再活用という面にも重きを置いた支援、全体のパッケージみたいなものをお示ししていただければ大変ありがたいと思っております。

２点目は、先般国交省さんと内閣府さんの御尽力で、富山市で北陸ブロックのプラットフォーム首長会議を開催していただきました。ありがとうございました。PFI推進機構の木村部長さんにも御出席いただきました。

首長会議の中でも小規模自治体の首長から課題として御意見もだされましたし、先ほど、江口委員からも御発言がございましたが、それぞれの自治体の実情によって、例えばほとんど直営で施設管理を行っている小さな都市もあったり、なかなかホップ・ステップ・ジャンプのプロセスでPFIまで行くには経験値が少ないなどの実情も見えてまいりましたので、自治体の実情に応じた維持管理のステージがあるのではないかとは思います。

そういう意味で、経験豊富なコアになる都市が中心となってプラットフォーム間の交流を図っていくことを通して、全体のボトムアップにつなげることが非常に重要なのかと思いますので、プラットフォーム間の定期的な交流のようなものも図っていただければ大変ありがたいなと思っております。

以上であります。

○柳川部会長　それでは、一通り御意見、御質問が出ましたので、まとめて順番にお答えいただければと思います。

では、国交省さんから順番に。

○国土交通省　国土交通省でございます。

御意見、いろいろとありがとうございました。

まず、根本委員から御指摘いただきました包括民間委託のひな形あるいはガイドラインということでございました。我々は今、包括でいろいろな調査をやっておりますので、できるだけわかりやすいもの、何らかのものを作成していきたいと考えております。どこまで一般化できるかはわかりませんけれども、努力してみたいと思っております。

地域の地元建設業というところを強調されているので、これは保護的ということではなくて、育成すべきという観点はまさにおっしゃるとおりでございます。ここに書いてあるのは、地域ごとに地元の担い手である建設業の状況が違っているということなので、手づくり感でスキームをつくっていかなければいけないという意味で書いているものでございますが、もちろん育てていくという観点が非常に重要だと思っていますので、御指摘は本当にありがとうございました。

江口委員からございました、コンセッションの今後の展望ということでございます。空港やそれ以外のものについてやっていかないというわけではないのですけれども、それぞれ地方のいろいろな御要望、声をお聞きしながら検討を進めていくものかと思っております。

空港以外も含めて、こういうコンセッションの意義みたいなものは啓発していくことも重要だと思っておりますので､我々はコンセッションセミナーを開催させていただいたり、あるいは、これは内閣府さんと一緒にPPP/PFIの首長会議で首長さんにもお話しする形で、いろいろな形で啓発活動を進めさせていただければと思っているところでございます。

赤羽委員からお話がございましたけれども、包括委託の関係で国交省自身がというところにつきましては、私、今は状況がわかっておりませんので、それは持ち帰らせていただいて個別に報告させていただければと思っております。

有料道路のコンセッションにつきまして、なかなか横展開していないのではないかということでございましたが、各地方道路の公社に対しまして、コンセッションの導入可能性を確認するため検討状況について調査を実施した結果、期待利回りの低さ、あるいは無料開放することが前提でございますので、残りの料金徴収期間が短くて民間事業者が参入可能な事業期間を確保することが難しいなどの課題があると聞いているところでございます。

所管がいろいろとまたいでいるところをどうするのかという御指摘もございましたが、これはまた内閣府さんと一緒になってどうするのか考えさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○厚生労働省　厚労省でございます。

１点目、収支の見通しを作成するということで御指摘いただきました。まさに私どももそれが一番大事だと考えておりまして、努力義務でありますけれども、そういった収支見通しを策定して公表するということを今回の法改正で水道事業者に課したところであります。

そういった中で、やり方を具体的に示すという話につきましてはアセットマネジメントの手引きというものも厚労省で作成しておりまして、そういったものをうまく使っていただいて長期的な施設の更新などを見積もっていただいて、そこから収支を計算していく。こういう取り組みを今後進めていきたいと考えておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

また、PPP/PFIに関して、入り口の課題に対するソリューションなどを示す、何をどこまで民間でやるのかという話がございましたが、こういったところにつきましても、私どもは官民連携推進協議会という民間事業者と水道事業者の集まりの場、こういったところで事例紹介をしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

官民連携の手引きといったものにつきましても、今回、新しい制度に基づくコンセッション制度を項を起こしてきちんと取りまとめたところではあるのですけれども、今後の事例、公共団体のニーズ等々を踏まえて充実させるべき問題と考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

エンドユーザーへの対応というところでありますが、地域の選択肢としてのコンセッションということでもあるのですけれども、したがいまして、今回厚労省としても宮城県さんなどが県民さんを対象にしたシンポジウムに参加させていただいて制度を説明するとか、そういったことで対応しているということでございますので、そういう求めに応じて今後とも対応してまいりたいと考えています。

上下水一体になった取り組みができないのかという御指摘がございました。宮城県などは上工下水一体のコンセッションで進めているということでございます。こういった取り組みももちろんあるということで、こういう事例を紹介しながら進めていけるのかということであります。一般的に水道事業と下水道事業につきましては、技術的な点も違うところもあるのですけれども、公共団体の中では上下水道局という形で組織を一体にして取り組んでいるところもありますので、こういうところは地域に応じて考えられているお話だと思うのですけれども、厚労省としても求めに応じて対応してまいりたいと考えています。

コンセッションをする前に広域化が大事ではないかというお話がございます。もちろん広域化は非常に大事と考えておりまして、広域化は基盤強化の選択肢と我々は位置づけておりまして、本日お示ししました資料の中の３ページ目、ここに広域化に係る今回の制度改正を踏まえたスキームを示すところであります。基本的に厚生労働省は基本方針を定めまして、都道府県において基盤強化計画を定めるということになっています。この基盤強化計画については水道の基盤強化が目的でありますので、もちろんその中に広域化があったり、官民連携があったりするわけなのですけれども、基本的なものは広域化になるのだろうと考えているところであります。

こういったところで都道府県を旗振り役にして地域の広域化を進めていくような枠組みをつくりましたので、こういった運用を進めながら水道の基盤強化の中にどのようにコンセッションを導入するのかというところは、地域の選択肢になるのですけれども、厚生労働省でもそれをサポートしてまいりたいと考えているところであります。

また、コンセッションを先に行って、そのコンセッションを行う会社が周辺の水道事業体を包括委託や第三者委託、そういったスキームを入れて面倒を見ていくと。このような対応もありえますし、どちらが先かというわけではないということで、いずれにせよ多様なツールを用いて水道の基盤の強化を我々は目指していきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

厚生労働省からは以上でございます。

○文部科学省　文部科学省でございます。

根本先生と本田先生からは、学校の廃校について不動産活用という視点できちんとやっていく必要があるのではないかという御指摘だったと思います。根本先生からは学校の数もこれから減っていくのではないかという御示唆をいただきました。ありがとうございます。学校の統廃合につきましては、ここでも自治体の施設全体の公共施設のアセットマネジメントという話も出ておりましたけれども、そもそも自治体の運営自体がどうなっていくのか、それに合わせて公共施設全体がどうなっていくのか、そういう全体の中でまちづくりの一環として学校もどうなっていくのかということがあろうかと思います。子供の数が減っているのに比例してというのはなかなか難しい面があるかもしれませんけれども、いずれにしても今後廃校が増えていくのは事実だと認識をしております。

そういう中で、いかにそれを活用していくのかが大事だということは我々も認識しておりまして、そういう意味で今日少し御説明をさせていただきましたけれども、当然自治体側と受ける民間側のニーズをマッチングさせなければいけませんので、そういうマッチングのイベントなども具体的にさせていただいております。あとは廃校を活用するときの補助のメニューだとか、実際に活用した事例ですとか、そういうこともホームページなどを使いながらも周知させていただいているところでございます。いずれにしても貴重な財産ですので、それがきちんと活用されるようにしていくというのは必要と認識をしておりますし、そういう取り組みをさらにやっていきたいと思ってございます。

足立先生から、これまでやった委託事業の状況はどうなっているのだ、それを踏まえた展開がどうなのだという御質問があったと思います。我々で委託事業をやりましたのは、大阪市につきましては、今日の資料にもございましたように中之島美術館ということで、実現に向けて具体的に動きつつあるということでございます。京都府については体育施設関係でございます。単独のものはなかなか難しいという面もあって、指定管理者でやるという方向での検討が進んでいると聞いています。宗像市は文化施設、福岡県は少年自然の家なのですけれども、これは更なる検討も進められているということを聞いてございます。

いずれにしましても、全体の公共施設のことでPPP/PFIを考えていくに当たっては、単なるコンセッションだけではなくて、さらに幅広い検討も必要ではないかということも含めて、今年度の少し幅広い官民連携手法による検討などにつなげているところでございます。今後、アクションプラン全体の動きも、文科省関係はコンセッションでは一定の目標を達成したことになっておりますし、次の新たな展開に向けた作業を今年度はさせていただいておりますので、引き続き御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○総務省　総務省でございます。

根本委員からいただいた総合管理計画、個別管理計画の関係でのきちんとした見直しを図るべきとの指摘がございました。我々も個別計画をそれぞれつくっていく中で、随時必

要なものをきちんと総合管理計画に反映して不断の見直しを行うよう、我々も助言しておりますが、引き続きしっかりと助言していこうと考えております。

さまざまな制度、文書等での周知を図る、それ以外にしっかりと行動に取り組むように行動変容をどう促していくかという話、足立委員からもパッケージでの推進という話もございました。こういったものにつきまして、我々も周知の他、優良な事業を発掘して、それをいろいろな自治体にしっかりと御紹介していく。必要に応じて、物によってはアドバイザーの派遣ですとか、財政需要がそこで発生する場合には一定の地方財政措置とか、そういったものをさまざまに組み合わせてしっかりと行動を促していければと思っております。

また、赤羽委員からは公的資産における、プロパティーマネジメントの話がありましたけれども、自治体でも固定資産台帳の整備、公表をしていくよう促しておりますし、我々も統一的にいろいろな項目をしっかり載せましょうということで、標準的なものをきちんと自治体における固定資産台帳の整備に向けてつくらせるように、引き続き助言等をやっていきたいと思っております。そういったものを公表していく中で、さまざまなデータをうまく集約化して、例えば固定資産の売却や民間活用につなげていけるようにしっかりと取り組みを促していきたいと思っております。

以上でございます。

○環境省　環境省でございます。

先ほど、根本先生からごみ処理施設は迷惑施設として位置づけられているというお話がございました。NIMBY（ニンビー）というNot In My Back Yardという言葉で言われておりますけれども、最近はPIMBY（ピンビー）というPlease In My Back Yardという言葉もあるようでございまして、私どももその方向性を志向しているところでございます。

昨年度、廃棄物関係の長期的な計画を２つほど閣議決定いたしましたけれども、その中でも地域のエネルギーセンターや地域の防災拠点として施設の位置づけを進めるということをやっておるところでございます。具体的に先進的な事例も出てきているということでございまして、例えば武蔵野市では市役所の前に廃棄物処理施設がございまして、そこで出てくる電気、熱を周辺の公共的な施設で使っているとか、九州では熱を周辺の魚介類の養殖施設に使っているとか、中国地方では電気を起こすと同時に排熱をガス会社に売って、LNGガスを溶かすのに使っているということもやっております。また防災拠点としても、四国の今治などでは、停電になってもごみがあれば電気ができますので防災拠点として位置づけて、備蓄物資も保管して避難所としても位置づけるということもやっているということでございます。

こうした取り組みについて、私どもは事例紹介をするとともに、廃棄物施設整備のときに周辺のまちづくりとか産業と連携するやり方についても手引きをまとめたところでございますので、そういった手引きを今後も周知を図ってまいりまして、御指摘がございましたように皆様に迎え入れられる施設を目指してまいりたいと考えております。

○宇根企画官　最後に内閣府ですが、御質問としては、江口委員からPFIをやっていない団体は何故やらないのかというお話があったかと思いますが、私個人としては理由は２つあると思っていて、まず自分のところがそういうPFIをやるような団体ではない、PFIは都会や大規模な事業でやるものだと思っているところがまだまだあるのではないかというのが１つ目。２つ目は、やり方がよくわからないし、面倒くさそうだということだと思います。

前者については、最近、小規模なPPP/PFIも増えてきております。例えば道の駅など、そういったものも増えてきておりますので、そういったものを具体的に紹介したり、非常に効果的なのだよと示すことによって皆様に取り組んでいただきたいと思っております。

２つ目は、やり方がわからないということなので、マニュアル類をつくっていますけれども、まだ周知が足りないところがあるかもしれないし、改善の余地もあると思っています。そういったところをしっかり進めていって、より簡素に、やり方をわかりやすくということで、より積極的に取り組んでいただけるように頑張っていきたいと思っております。

あとは、いろいろと御指導いただきましたけれども、基本的に我々が常日頃言われているようなことだと思っておりまして、まだまだ取り組みのスピードが足りないということだと思いますので、よりスピードアップできるようしっかり取り組んでいきたいと思っております。特に所管を超えたものについてもっと取り組んでいくべきではないかというお話はまさに内閣府の存在意義みたいなものですので、その辺はしっかりやっていきたいと思います。引き続き御指導のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○柳川部会長　まだ御意見等がおありかと思いますけれども、大分時間が押しておりますので、恐縮ですが、続いて議事（２）今期の主な検討ポイントにおける施策の方向性（案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宇根企画官　それでは、私から資料２について御説明させていただきたいと思います。

こちらは前回に今期の検討のポイントを示させていただきましたので、その方向性について示させていただいております。７つのポイントがありますけれども、一通り説明させていただきたいと思います。

これは全資料がそうなっていますけれども、上半分が＜これまでの議論等＞ということで前回の議論などを中心にまとめたもので、下が＜施策の方向性（案）＞となっております。上半分は皆様も前回聞かれていらっしゃると思いますので説明は割愛させていただいて、施策の方向性を中心に説明させていただきたいと思います。

２ページ目、①の運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題についてです。施策の方向性について、こちらについては皆さん非常に前向きな意見が多かったので、PFIの改正等を行って、運営事業に密接に関連する「建設」「改修」についてはできるよう、範囲については議論が必要ですけれども、認められる旨を法律に明記して、民間事業者が参入しやすい環境整備すべきではないかという方向でいきたいと思っております。

ただ、ガバナンスの問題などはいろいろ御指摘をいただいておりますので、運営権者が

「建設」「改修」を実施できる条件については慎重な検討をさせていただきたいと思っております。ここには我々は具体的な案を書いておりませんが、非常に難しい問題だと思っておりますので、本日具体的な御示唆があれば、是非御意見をいただければと事務局のほうは思っております。

３ページ目、キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入についてでございますが、施策の方向性については、包括民間委託等の導入を積極的に進めていくということで書かせていただいております。例としては、モデル事業の積極的実施や、先ほども御指摘がありましたけれども、ガイドラインの作成等といったことに取り組んでいくのかと思っております。

５ページ目、SPC株式の流動化に向けた課題についてですが、こちらも基本的にはPPP/PFIの推進に有益ではないかという御意見でしたので前向きに書かせていただいておりまして、施策の方向性としては、実例を創出すべく、ガイドライン等のPRに努めるとともに、SPC株式の譲渡後も事業の継続性に支障が生じにくい譲渡先やスキームを具体化し、周知するという方向で書かせていただいております。

例としては、次ページと書いてあります。これは６ページ目になりますけれども、前回どういった譲渡先が考えられるかは示させていただきましたが、同じように載せております。事務局としては事例がない中、②が中心になるのではないかと思っております。②でいくにしても機関投資家はどういうところを具体的に想定すればいいのか。あとは、５ページの下の例で「無議決権株式の活用など」と書いてありますけれども、議論では代表株主の株式比率の下限設定などの議論もありましたが、なかなか実際にやろうとすると難しい問題だと思いますので、この辺は事務局も悩んでおりまして、具体的な御示唆をいただければ大変ありがたいなと考えているところでございます。

７ページ目、アドバイザリー経費に対するより積極的な財政支援についてということでございます。こちらも現時点においては必要なのではないかという御意見が多かったと思いますので、施策の方向性の１つ目の●では支援は必要ではないかということで書かせていただいております。例としてはPFI法に基づく基本方針等にアドバイザリー経費等についても積極的に財政支援する旨を追記するとか、去年アクションプランに書きましたけれども、地方創生推進交付金を活用して積極的に支援とか、こういったものをより一層しっかりやっていくべきかと思っております。

ただ、この論点をお話しした中で委員からお話があったのは、手続の簡素化、人材育成、そういうことをやって、自治体がやれることは自分でやるべきではないかという御意見もありましたので、その辺も２つ目の●で記載させていただいておりまして、例としては後ほど出てくる「資格等の整備」なども活用しながら、人材育成等にしっかり努めていきたいと思っております。

10ページ目、⑤の地域経済活性化に資するPPP/PFIの推進ということで書かせていただいております。前回は地元保護などに偏るのではなくてもうちょっと地域経済全体の活性化

に資するようなやり方を検討すべきというお話があったかと思いますけれども、施策の方向性としては、より多くの企業、地元も当然ですが、地元だけではなくていろいろな企業が参画できるような環境を整備していくことが有益ではないかと。例としては、PFI法の第４条の３項に配慮事項を書く項目ありますので、その部分で地域経済社会の成長につながるような提案等を十分正当に評価するような努力義務を記載するとか、地域プラットフォーム、これも地方にいろいろな情報発信をする有効なツールですので、こういったもので継続的な支援をしっかり行っていくべきではないかということを記載させていただいております。

15ページ目、次のポイントになります。⑥共有物に関する運営権の設定ということですが、こちらは共有物に運営権を設定した際に、共有物分割請求権が問題になり得ますということを前回御説明させていただいたのですが、基本的には民法で制約されている行使の制約の期間、上限５年とされているのですけれども、それを特例を設けて延ばすべきではないかという議論をいただいたと思っておりますので、そのように書かせていただいております。

16ページ目、資格等の整備についてということで、こちらも基本的には皆さん前向きに進めるべしというお話であったと思います。施策の方向性については、テキストを多く書いていますが、イメージは次ページがわかりやすいと思いますので、17ページ目をご覧いただきたいと思います。

２つの取り組みを進めるべきと事務局では考えていまして、左のイメージはいわゆる○○マイスターとか、そういった既存の有識者を認定して、不慣れな地方公共団体等に派遣する制度をイメージしておりまして、こういったものをPPP/PFIでも進めていくと。

右側は、自治体、金融機関、企業、そういった方々の中で慣れてきた方に、講習を受けた場合には受講証や認定証を付与するなどして、そもそも関係者の知見の底上げを図るようなやり方をイメージして記載させていただいております。この２つを中心に人材育成に取り組んでいくということで示させていただいております。

資料２の説明は以上でございます。

○柳川部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら御自由にお願いいたします。

どうぞ。

○根本部会長代理　２点です。まず、３ページのキャッシュフローを生み出しにくいインフラで、この名前が（道路・学校等）と書いてあって、道路・学校が集中砲火を浴びるみたいな感じなのですけれども、逆に言うとキャッシュフローを生み出しやすいインフラは何なのだとなると、空港とか、上下水とか、コンセッションに入っているようなものに限られるので、それ以外のものは全てこの生み出しにくいインフラのほうに分類されるのだろうと思います。

そうすると、この文脈の中で確実に言えたほうがいいのは、道路の包括管理はやるわけですけれども、建築物の包括管理が道路以上に実例がどんどん出てきていて、相当の効果が上がって、いろいろな意味でのプラスの効果が上がっていることが実証されているので、それをどんどん横展開していく、ガイドラインみたいなものをつくっていくことが必要なのだろうと思います。これは逆に言うと、担当省庁が縦割りで学校、庁舎、公民館など別々になるので、内閣府で進めるといいのではないかと思います。

全体を見通して新しい課題に取り組むのは非常にいいのですけれども、古くから言われている課題がしっかりできているのかどうかを見ることも大事で、そういう意味でイコールフッティングが本当に全部なっているのかを改めて少し整理していただきたいと思っています。

何故今かということなのですけれども、人口減少時代に入って、できるだけ官がアセットを保有しない、特に地方公共団体がアセットを保有しない方向で誘導していくべきなのに、現状は自治体が保有すれば補助金が出る、自治体が保有すれば税金がかからないという形で、資産を持つ方向で相変わらず誘導しているということなので、これはイコールフッティングになっていない、アンイコールフッティングだろうと思いまして、政策のゆがみが生じていると思います。

そう言いながら思い出したのが、BOTの税制で、現状は暫定的に固定資産税を２分の１に減免するとか、ああいうことがなされていると思うのですけれども、２分の１ではなくて全面にする、完全にイコールフッティングにする、あるいは期間を限定するのではなくて無期限にする。あとは、キャッシュフローを生まないということで今はなっていると思いますけれども、むしろBOTを使いたいというのは自分の所有物にしていろいろなことが比較的自由にやりたい場合になるので、当然キャッシュフローがある程度は生めるようなもの、アップサイドが見込めるようなものの場合に使うことにニーズがあると思いますから、これも全てを対象にする。この３点ぐらいを、以前からそういう要望はしていたと思うので、もし来年度もなかなか満たされないということであれば、これも是非次の機会には力強く入れていく形でお願いをしたいと思います。

以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

どうぞ。

○赤羽専門委員　先ほど内閣府の取り組みのときに言うのを忘れたのですけれども、資料２ですと10ページの⑤ですが、内閣府の資料で事業推進部会における検討の中に民間提案のヒアリングをやっている最中ということですね。これは重要と思います。というのは、他の地域がやったのだからこの地域でもできるのではないのと、今度は民間からの提案もある程度出てくるのではないかと思います。

多くのプロパティーマネジメントだと大手とプラス地域の事業者が両方必要なので、そ

ういう意味では民間からの提案をどう受け入れるべきか、また民間もどれぐらいのメッシュ（精度）の提案を持っていけばいいかということも標準的なものが策定できるとよいと思います。

また、横展開は官から官だけではなくて、官民で民から官のほうへというものがありますという提案でやっていくことで一種の広域化､民間事業者を挟んだ中でPPP/PFIを進めていくという形もありかと思います。比較的定型的なプロパティーマネジメントなどはこういうことができるのではないか。民間提案から積極的にやれれば、他地域での展開を官から官ではなくて官‐民‐官という形でさらに広げていけるのではないかと思います。

以上です。

○柳川部会長　その他、いかがですか。

江口委員、どうぞ。

○江口専門委員　ありがとうございます。

資料の９ページ､新しくPFI推進機構さんの特例業務が入ったと書いてあるのですけれども、先ほどのPFIをやったことない自治体さんをどう掘り起こすかという絡みで、PFIをやったことのない自治体さんだけをターゲットにした補助金、ガイダンス、特別なプログラムをつくってあげて、それでその人たちが手を挙げて、一番いい提案のところを選んでモデル事業をやってみる。とにかく重い腰を上げさせる仕掛けがあったらいいなと思いました。

17ページの認定制度は非常にいいことだと思うのですけれども、違和感があるのは、これはコピペでつくったので全部男の人になっているのですが、今の世の中、これでは通らないと思いますので、ここは訂正をしていただければと思います。

○柳川部会長　鈴木委員、どうぞ。

○鈴木専門委員　地域経済活性化という10ページなのですけれども、地域の民間事業者が持つ強み、ポテンシャル、地域の強み、あるいはそこの地域経済で何がボトルネックになって成長が停滞しているかみたいなところの地域の課題は、実は例えば弊社みたいなところからすごくわかりにくい。地域の細かな事情、強み、弱みが見えないのです。地域社会の成長につながるような提案を当然やっていこうとするわけなのですけれども、そもそも何がネック、課題であるのだろう、逆に強みなのだろうというところを掘り起こすところから検討を始めなければいけないところが、実際に結構課題になっております。地域の企業の方、民の方々は当然御存じではないかと思うのですけれども、こういうその地域に入り込めていない民間からすると、そこを知る術みたいなものがあったらいいなと感じました。

以上です。

○柳川部会長　その他にございますか。

本田委員、どうぞ。

○本田専門委員　先ほど、赤羽委員から富山市の考え方をお示しいただきました。ありが

とうございます。官から民ということも非常に大事だということです。

それから、②のキャッシュフローを生み出しにくいインフラのところで、都市部ですと別だと思うのですけれども、地方ですと一括して民間への包括委託を行った場合には、例えば利用頻度の少ない道路と非常に多い道路、当然維持管理の水準に差が出てくるわけです。市全体のインフラの維持管理レベルが一定に保たれるようになると、全体としてのコストは大幅に上昇することになりますので、包括委託を導入する前にしっかりと各インフラの重要度等に応じて管理レベルに差を設けることの検証、あるいはそれに対する住民理解を得ることが非常に大事ではないかと考えております。

次は④のアドバイザリー経費に対する積極的な支援ということで、施策の方向性の中に盛り込んでいただいて大変ありがとうございます。この「アドバイザリー経費等」の「等」の中に、解釈として例えばサウンディングとか民間対話への支援も含まれるという理解で読み取らせていただければ、大変有効になるのかと思っております。

⑤の今ほど鈴木委員も御発言されました地域経済社会の成長という点について、前回の会議でも少しVFMに関連して発言させていただきましたけれども、QOLを高めていくといったことも盛り込んでいただければと要望させていただきます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

その他、いかがですか。

井上委員、どうぞ。

○井上専門委員　③のファイナンスの選択肢の拡大で､SPC株式の流動化なのですけれども、施策の方向性ですが、何かぼやけてしまっている。ここで一番問題になっているのは株式ですから、株式は２つの要素があって、１つ目は議決権という形で持っている経営権、あとはリスクマネーとしての資金という２つであって、事業の継続性云々というところは、どちらかというと資金云々ではなくて議決権､これの譲渡に関してのものだと思うのです。

一方で、この中の例示を拝見すると、無議決権株式の活用というものがありますけれども、無議決権株式だとか、株式株主の方が劣後ローンなどでお金を出している場合については、基本的に公共の同意は要らないはずなので、そこは明確に書き分けられたほうがいいのではないかと。ここのところで書かれているのは、事業の継続性云々というのは議決権つきの株式。そもそもその議決権つきの株式の譲渡以前にやれることとしては無議決権株式、株主劣後ローンの活用があると思いますので、そこを分けて書かれたほうが、読む人によっては無議決権株式の活用はそもそも譲渡の制限がかかっていないねということになりそうな気がします。文章を工夫していただいたほうがいいと思いました。

○柳川部会長　足立委員、どうぞ。

○足立専門委員　１点だけです。⑤の文脈でプラットフォームの資料も幾つかつけていただいていますが、プラットフォームについては、内閣府様、国交省様のお力もあって、このように全国に広がってきてすばらしいことだと思っています。今後は、小規模自治体にもよりしっかり広く適切にPPP/PFIの普及を図っていくということや、また、箱物にしても

インフラにしても、広域連携と官民連携をシナジーを働かせながらしっかりやっていくことが重要になる中で、県レベルでのプラットフォームが規模的に結構しっくりくるようなところがあるのではないかと思います。

一般的な話として、割と県レベルは自分自身の事業でこういう枠組み・手法を活用する事業がそんなに多くなかったりするので、当事者意識がなかったりすることも多いような気もします。13ページでも色々な県の名が出てきているので大分変わってきているのかもしれませんが、改めて、県へのしっかりとした意識づけも含めた上で、県レベルのプラットフォームも一つのカテゴリーとして捉まえて形成していくような視点も一層お願いできればと思います。

以上です。

○柳川部会長　一通り御意見をいただきました。よろしいでしょうか。

それでは、お答えをお願いいたします。

○石川審議官　漏れもあるかもしれませんが、一通りお答えさせていただきます。

根本先生から建築物の包括管理ということで、当然検討させていただきます。ただ、感想としては、余り包括的に何でもかんでもとやると進まなくなるのではないかと。例えば道路の包括管理でペンシルバニアの例などを見ると、一個一個橋の架け替えをお願いすると、石にしたり、鉄にしたり、コンクリートにしたりなど仕様がばらばらになってしまうところ、限られた地域でまとめて発注となると仕様を統一できる、型枠を使い回せるということで相当のコスト削減につながっているそうです。そうすると、建築物でも学校を包括的にやるのであればいろいろなシナジーが生まれるということもあるし、学校とかなり違うような建築物まで入れると今度はなかなか進みにくくなるのではないかということもあります。ただ、スケールメリット等々、集約化を考えるとおっしゃるとおりでございますので、しっかりと検討いたします。

BOTの税制のお話がございました。これは内閣府も全く同じ認識でございまして、できればアクションプランや皆様の提言書にしっかり書き込んで、しっかりと税制改正要望につなげてまいりたいと思っております。

赤羽先生から民間提案をもっと引き出す、もっと受け入れるということですけれども、６条提案の例が少なからずあるようですが、６条の中には、自治体はその提案を受けるとしっかりそれを検討して回答しなければならないという義務づけになっておりまして、真面目に回答しようとすると非常にお金がかかるということで、そこの補助ができないかということもございます。また、民間提案をせっかくしたならば随契に結びつけてあげないとなど、いろいろな議論もございます。したがって、現在はそういった議論も視野に入れて民間提案について調査しているところでございます。

やっていない自治体をターゲットにして支援をということですが、実際にそちらも念頭に置いてやっていまして、補正予算原案でもPFIの導入可能性調査等の支援について1.7億円ということで、これは上限1000万円ですから、単純にいけば17自治体を応援しますが、

とにかくやったことがないけれども関心はある、具体的な玉を持っている自治体を支援いたします。

ただ、それは手が挙がって我々は考慮するということで、当然隅々まで行き渡らないわけですが、そういう自治体をやる気にさせるにはいろいろな手段があると思いますけれども、一定の財政措置というのですか、これをやったほうが得だと。そういう意味では、例えば今日の環境省さんの説明でもありましたけれども、他の自治体でも一般廃棄物処理はPFIでやっている事例が多いわけだから、まずそれでやってみて、できるできないということ、ちゃんとその結果を添付しないと交付金の要望ができないとか、実際にお金が少しかかってしまうというのであれば、そこに地方財政措置ですとか、何かわかりやすい財政措置があると小さい自治体でも得ならばやろうということになるのではないか。そちらのつくり込みも大事だと思いますので、関係省庁といろいろやってまいりたいと思います。

鈴木委員から、確かに大企業からしても地域のニーズが見えにくい部分があるということで、そういうこともあって、内閣府は国交省などと連携して地域プラットフォームという都道府県・政令市ごとにつくるプラットフォームの設置に努めております。大体年２～３回開いていただいて、私も何回か出ましたけれども、そこに結構大手ゼネコンの方が来ています。それは何で来ているかというと、自治体から実際の具体的な事業の候補が示されるので、それなりに大きいものであれば行ってみようかなと。そこでいろいろな地域企業とのお見合いの場などもセットされるので、そういったところで意見交換ができると思いますので、是非活用していただきたいと思っております。

本田委員から、管理レベルの話は国交省さんにしっかりと考えていただきたいと思っております。「アドバイザー費用等」の「等」の中には、サウンディング等の導入可能性調査も当然入れておりますけれども、一度やったところはできるだけ自分でやって、余り外部に頼らないようにという議論もありますので、特にこれは本当に初めての自治体、あるいは非常に先導的なプロジェクトですとか、そういったことが念頭にございます。

最後に議決権株ですが、おっしゃるとおりでございまして、優先株、劣後ローンなどは、譲渡は全くオーケーということでございます。確かに我々の焦点は議決権譲渡でございます。したがって、ここを書き分けてもう少しはっきりわかるようにというのは、おっしゃるとおりですので、そのようにしたいと思います。

以上でございます。

○柳川部会長　よろしいでしょうか。

よろしければ、質疑応答はここまでにさせていただきたいと思います。

本日は積極的に御議論をいただき、まことにありがとうございました。

最後に、事務局からその他連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○宇根企画官　その他連絡事項ですけれども、参考資料の紹介だけさせていただくと、参考資料５、キャッシュフローを生み出しにくいインフラの海外調査の現時点の事実関係だけ簡単に書かせていただいております。まだ方向性をお示しするようなところまで分析が

進んでないので御説明は割愛させていただきますけれども、もし見ていただいて何か御質問等あれば、別途メール等で御連絡いただければと思います。

あとは連絡事項ですが、次回の計画部会は２月７日になります。

本日の御議論を踏まえて事務局で検討を進めて、次回提言の案を提示させていただいて、御議論させていただければと思います。どうぞ引き続き御指導をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。